

蒲郡市国民健康保険宿泊型保健指導参加費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民健康保険条例（昭和34年蒲郡市条例第6号）第9条の規定に基づき、蒲郡市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の疾病予防及び健康増進保持を図るため、宿泊型保健指導の参加に要する費用（以下「参加費」という。）の一部を助成することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 参加費の助成の対象となる宿泊型保健指導は、蒲郡市健康福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）が実施する「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」とする。

(助成対象者)

第3条 宿泊型保健指導「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」における蒲郡市国民健康保険参加費助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度中に宿泊型保健指導「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」に参加し、参加費の支払いが完了していること。
- (2) 宿泊型保健指導参加日及び第7条の規定による交付申請をする日（次号において「申請日」という。）において、被保険者の資格を有すること。
- (3) 申請日において、助成対象者の属する世帯の世帯主及び被保険者に係る国民健康保険税その他の市税の滞納がないこと。
- (4) 当該年度中において特定健康診査を受診していること。

(助成回数)

第4条 助成対象者が助成金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、参加費の半額とする。

(端数処理)

第6条 助成金の額の決定にあたっては、算出された額に100円未満の端数が生

じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、初回宿泊保健指導受講後の概ね30日以内に、宿泊型保健指導「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」における蒲郡市国民健康保険参加費助成金交付申請書（第1号様式）及び参加費支払い領収書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査等を行い、助成の適否について宿泊型保健指導「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」における蒲郡市国民健康保険参加費助成金交付決定通知書（第2号様式）又は宿泊型保健指導「スマート・ライフ・ステイin蒲郡」における蒲郡市国民健康保険参加費助成金交付不承認決定通知書（第3号様式）により速やかに当該申請を行った者に通知しなければならない。

(助成金の支払い)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、当該交付の決定を通知した日の属する月の翌月末日までに、当該交付の決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

(実績報告及び助成金額の確定)

第10条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による助成金額の確定通知については、第7条の規定による交付申請及び第8条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(証拠書類等の保管)

第12条 助成金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。